

# 我孫子市民図書館複写サービス実施要綱

平成元年 12 月 28 日

(教) 告示第 12 号

最終改正：平成 22 年 3 月 31 日

(教) 告示第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 項の規定により、我孫子市民図書館(以下「図書館」という。)が複写サービスを実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(複写できる資料)

**第 2 条** 複写できる資料は、図書館が所蔵する資料及び図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書のうち貸出館から複写の許可を得たものとする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(1) 資料の造形上又は技術上複写が困難なもの。

(2) その他館長が不相当と認めたもの。

(複写の取扱時間)

**第 3 条** 複写の取扱時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写の申込み手続)

**第 4 条** 複写の提供を受けようとする者は、我孫子市民図書館資料複写申込書(別記様式)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(複写費用)

**第 5 条** 複写に要する費用(以下「複写費用」という。)は、利用者の負担とし、その額は、写し 1 枚につき 10 円(多色刷りの場合にあつては 50 円)とする。この場合において、複写に用いる用紙は、日本工業規格 A 列 3 判以内とする。

(複写費用の免除)

**第 6 条** 次のいずれかに該当する申込みについては、複写費用を免除することができる。

(1) 官公庁等の職員が職務上必要とする場合

(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者が申込みをした場合

(3) その他館長が複写費用を徴収することが適当でないとして認めた場合

(申込みの制限)

**第 7 条** 図書館の複写能力を超えると判断される申込みがあつた場合は、その申込みを制限し、又は断わることができる。

附 則

この告示は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 2 月 27 日告示第 1 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日(教)告示第 2 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。